

富田地区連合自主防災隊規約

(名称及び事務所の所在地)

第1条 本隊は、「富田地区連合自主防災隊」(以下「連合自主防」という。)と称し、事務所を富田地区市民センター内に置く。

(目 的)

第2条 連合自主防は、地震をはじめとする大規模災害の発生に際し、かかる災害・被害の軽減を図るため、防災リーダーとして地域住民に対し自主防災の連帯意識を醸成するとともに、自治会と連帯、協調して地域の防災、減災活動の強化を目的とする。

(組 織)

第3条 連合自主防は、連合自治会を母体として組織し、55自治会を12のブロックに分ける。

(役 職)

第4条 連合自主防に次の役職を置く。

- | | | | |
|-----|----------|-----|-----------------|
| (1) | 隊長 | 1名 | (以下「連合隊長」という。) |
| (2) | 副隊長 | 若干名 | (以下「連合副隊長」という。) |
| (3) | ブロック長 | 12名 | |
| (4) | 各自治会防災隊長 | 55名 | (以下「各隊長」という。) |
| (5) | 会計 | 1名 | (兼任) |
| (6) | 書記 | 1名 | (兼任) |

第4条の2 役職の任命

- (1) 連合隊長及び連合副隊長は、連合自治会長より委嘱を受ける。
- (2) 各隊長は、各自治会長より委嘱を受ける。
- (3) ブロック長は、ブロック毎に各隊長の中から選出する。
- (4) 会計・書記は、連合副隊長、ブロック長の中から連合隊長が指名する。

第4条の3 連合自主防は、次の者を役員とする。

- (1) 連合隊長
- (2) 連合副隊長
- (3) ブロック長

(監 査)

第5条 連合自主防に監査2名を置く。監査は各隊長の中から選任する。

(任 務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 連合隊長は会議を統括し、連合自主防を代表する。
- (2) 連合副隊長は連合隊長を補佐し、連合隊長に事故あるときは、あらかじめ連合隊長が指名した連合副隊長が職務を代行する。
- (3) ブロック長は、会議の内容を各ブロックの隊長に伝達し、会議を開催し周知徹底させる。
また、訓練においては各ブロックを統括する。

(任 期)

第7条 連合隊長、連合副隊長及び各隊長の任期は2年とし、再任を妨げない。
任期中に交代したときは、任期は前任者の残任期間とする。

(事 業)

第8条 連合自主防は、目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること
- (2) 災害による被害の防止及び軽減に資するための地域の災害危険に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 災害発生時における出火防止、初期消火、救出・救護活動、情報の収集・伝達、避難誘導・安否確認、給食給水等の応急対策に関すること
- (5) 防災資機材等の整備・管理に関すること
- (6) 関係機関との連携・整備に関すること
- (7) その他、連合自主防の目的を達成するために必要な事項
- (8) 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(会 議)

第9条 連合自主防の会議は、総会、役員会及び総隊長会議とし、連合隊長が招集する。
会議の議長は連合副隊長が行う。
連合隊長は、必要に応じ防災関係機関の出席を依頼して、指導及び助言を求めることができる。

(慶 弔)

第10条 現職の連合隊長、連合副隊長及び各隊長が死亡のときは、香花料として1万円と生花1基をおくる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、役員会及び全隊長会議の運営に関して必要な事項は、連合隊長が決定する。

(規約の改正)

第12条 この規約を改正するときは、役員会において出席者の三分の二以上の賛成をもって改正する。

附則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

平成18年5月2日 一部改正

平成19年10月26日 一部改正

平成21年4月13日 一部改正

平成26年6月19日 一部改正

平成30年3月31日 一部改正

平成31年4月25日 一部改正